

三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</p> <p>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p> <p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)第16条の2の規定による介護休暇の承認</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1</p>

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1号給	371,000円
2号給	419,000円
3号給	471,000円
4号給	532,000円
5号給	607,000円
6号給	709,000円
7号給	829,000円

2～4 省略

(給与条例の適用除外等)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)第3条から第9条まで、第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2、第15条から第17条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 省略

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の適用除外等)

第6条 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田

項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が第3条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1号給	374,000円
2号給	422,000円
3号給	472,000円
4号給	533,000円
5号給	608,000円
6号給	710,000円
7号給	830,000円

2～4 省略

(給与条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)第3条から第9条まで、第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2、第15条から第17条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 省略

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の適用除外等)

第9条 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田

市条例第16号)第3条から第5条まで、第5条の3、第6条、第9条から第11条まで及び第14条の規定並びに三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)第3条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで及び第17条の規定は、第2条第1項の規定により採用された企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)には、適用しない。

2～4 省略
(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

市条例第16号)第3条から第5条まで、第5条の3、第6条、第9条から第11条まで及び第14条の規定並びに三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)第3条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで及び第17条の規定は、第2条第1項の規定により採用された企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)には、適用しない。

2～4 省略
(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条の3 省略 (育児短時間勤務職員の給料の月額)</p> <p>第9条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>第10条～第11条の4 省略 (通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額(再任用短時間</p>	<p>第1条～第9条の3 省略 (育児短時間勤務職員の給料の月額)</p> <p>第9条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(任期付短時間勤務職員の給料の月額)</u></p> <p><u>第9条の5 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第10条～第11条の4 省略 (通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める額(再任用短時間</p>

勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする者に支給する通勤手当の額は、2分の1の額とする。

(1)～(16) 省略

4～8 省略

第12条の2～第23条 省略

(非常勤職員及び臨時職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の特例)

第24条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時職員並びにこれらに準ずる職員の給与については、それ以外の職員との給与の均衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。

2 省略

第25条～第27条 省略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 市長において特に定めるもののほか、第15条、第16条第2項及び第17条の規定は、第13条の2に規定する職にある職員には適用しない。

2 第11条、第11条の2及び第11条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、同乗若しくは便乗により通勤することを常例とする者に支給する通勤手当の額は、2分の1の額とする。

(1)～(16) 省略

4～8 省略

第12条の2～第23条 省略

(非常勤職員及び臨時職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の特例)

第24条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)及び臨時職員並びにこれらに準ずる職員の給与については、それ以外の職員との給与の均衡を考慮して予算の範囲内で任命権者が定める給与を支給する。

2 省略

第25条～第27条 省略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 市長において特に定めるもののほか、第15条、第16条第2項及び第17条の規定は、第13条の2に規定する職にある職員には適用しない。

2 第11条、第11条の2及び第11条の4の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前3項に規定する勤務時間により難しいものがあると認めるときは、市長の承認を得て、同項に規</p>	<p>第1条 省略 (勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前4項に規定する勤務時間により難しいものがあると認めるときは、市長の承認を得て、同項に規</p>

<p>定する勤務時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。</p> <p>5 職務の性質により第1項に規定する勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び<u>育児短時間勤務職員等</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び<u>育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>定する勤務時間の範囲内において、規則で定められた勤務時間を変更することができる。</p> <p>6 職務の性質により第1項に規定する勤務時間の最高限を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が市長の承認を得て定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条の2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員、<u>育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員、<u>育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--	--

三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第5条、第5条の3、<u>第6条及び第7条の2</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第17条 省略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第5条、第5条の3及び<u>第6条</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び<u>三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>

以下省略	(3) <u>三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務の職員</u> 以下省略
------	--

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第21条 省略 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第7条、<u>第8条及び第9条の2</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第21条 省略 (再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第22条 第5条、第7条及び第8条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び<u>三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年三田市条例第28号)第4条</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>